

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(衆第6号)

[議事録 1/2]

- ・現行郵政民営化における分割ロスの定量的試算有無
- ・暗黙の政府保証に対する見解

○吉川沙織君

民主党の吉川沙織です。

本日の委員会に当たり、三党発議者、参議院総務委員会を構成する全会派の理事、委員、関係する全ての皆様に対しまして、若輩者ではございますが、与党筆頭理事として心より感謝と敬意を表し、採決の前の質疑とさせていただきます。

今回の改正で利用者である国民の利便性は高まることになると考えますが、事業の側面からお伺いたします。



平成19年10月の民営化に伴い、日本郵政公社は5分社化されました。現行民営化の問題点として、現場においては一つの局舎の中に郵便局株式会社の郵便局長、郵便事業株式会社の支店長と会社ごとにトップが置かれ、また管理・共通部門も会社ごとに置かれるなど、事業運営にとっては、追加費用負担を強いられることにより経営を圧迫していると言えらると思います。

健全な事業運営を監督する総務省としていわゆる分割ロスについて試算をしているのか否か、また、試算をしているのであればそれはどの程度にならしているか、総務大臣に伺います。

○国務大臣(川端達夫君)



委員御指摘のように、二重にいろいろ組織がかぶっているということで、一定の前提に基づいて、分割ロスといいますか、統合されることによって効果が出るという意味での試算は行っております。

例えば、郵便事業株式会社の支店長が約 1,100 名、郵便局長がまたそれぞれにおられるということでのそういう重複、あるいは窓口要員、ゆうゆう窓口と郵便局の郵便窓口の重複整理、郵便事業支社長と郵便局支社長の整理等々の、統合に伴って当然に整理されるもの、それからもう一つは経営努力により効果が発現するもの、例えば共通部門の重複解消によるコスト削減努力等を勸案いたしまして、両社の合併は年度ベースで約 520 億円程度の統合効果があるというふうに試算をしております。

○吉川沙織君

郵政公社から民営・分社化、改正案成立後の新組織において、今も御答弁ございましたけれども、今後のコスト構造やその総額がどのように変化するかを具体的に把握し検証していくことが経営改善に向けて必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



さて、今回の改正案に対しては内外から多くの意見、特に金融 2 社の全株処分の期限がなくなったことに関連して、政府の間接出資が永久に残り、ゆうちょ銀行とかんぽ生命は暗黙の政府保証を受けることになり、限度額引上げや新規業務は一切認めるべきではないとの声もございます。

一方で、平成 20 年 2 月 22 日、田中直毅委員長の郵政民営化委員会の意見では、「いわゆる「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。」とされているところでございますが、金融 2 社に関しいわゆる暗黙の政府保証なるものがあるのか否か、郵政改革担当副大臣にお伺いいたします。

○副大臣(中塚一宏君)

いわゆる暗黙の政府保証は存在いたしません。

○吉川沙織君

金融 2 社を含めた日本郵政グループ各社は、公益性、地域性の発揮はもちろん、株式会社としてユニバーサルサービスを提供するための収益力を確保していかなければならないと思います。

そのためには、改正後の郵政民営化法が、誤解や先入観に左右されず、あくまでも定められた規定の趣旨に即して運用されることが必要不可欠であると考えます。また、政府において、いわゆる暗黙の政府保証は存在しないということを明確に発信し、正しい理解を得る努力を続けられることを期待しております。

続きの議事録(2/2)は、[こちら](#)です。